

## 大阪府中部農と緑の総合事務所森林整備業務 条件付一般競争入札 入札説明書

入札参加者は、この「大阪府中部農と緑の総合事務所森林整備業務条件付一般競争入札入札説明書（以下「入札説明書」という。）」のほか、「入札公告」及び「大阪府一般競争入札心得（委託役務関係）」（以下「入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

### 目 次

- 1 入札の手続き等（一般事項）
- 2 入札公告等の交付等
- 3 予定価格等の公表
- 4 入札参加資格
- 5 入札参加申請手続き
- 6 入札参加資格の審査及び審査結果の通知
- 7 入札参加資格が無いと通知を受けた者に対する理由説明
- 8 仕様書等の交付
- 9 仕様書等に対する質問及び回答
- 10 連絡事項の確認
- 11 入札書の提出
- 12 入札参加の辞退
- 13 入札執行の保留、延期又は取り止め
- 14 公正入札調査の実施
- 15 入札金額
- 16 入札保証金
- 17 開札の日時
- 18 事後審査
- 19 入札書の無効
- 20 落札者の決定方法
- 21 契約手続等
- 22 実施上の留意事項

#### 1 入札の手続き等（一般事項）

参加資格確認申請は、大阪府中部農と緑の総合事務所（以下「事務所」という。）に電子メールの提出により手続きを行う。

入札書の提出は、事務所へ郵送により行う。

## 2 入札公告等の交付等

「入札公告」及び「入札説明書」等、入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を入札参加希望者に対し、交付する。

### (1) 入札公告等の交付

#### ア 交付日

「入札公告」による。

#### イ 交付方法

大阪府中部農と緑の総合事務所ホームページ（以下「事務所ホームページ」という。）により行う。

### (2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」による。（「入札公告」の「5 交付書類一覧」参照）

### (3) 入札公告等に対する質問及び回答

#### ア 質問期間及び回答予定日時

「入札公告」による。

#### イ 質問方法

大阪府中部農と緑の総合事務所へ電子メールにより提出するものとする。持参・電話等電子メール以外の方法は受付けないものとする。

質問が複数ある場合は、1つの質問欄につき1つを記入し、複数の質問があることがわかるようにする。

#### ウ 回答方法

入札参加資格確認通知書（6(2)参照）の交付をうけた者に、電子メールにより回答する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、必ず回答の内容を確認すること。なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、大阪府は一切の責めを追わない。

○上記にかかわらず、ご質問に対する回答を、入札説明書等一式に追加する場合がありますので、その際は事務所ホームページをご確認ください。

## 3 予定価格等の公表

「予定価格」については、下記のとおり公表する。

### (1) 公表日

「入札公告」による。

### (4) 公表方法

事務所ホームページにより行う。

#### 4 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- (1) 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。
- (2) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再確認がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再確認がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 府の区域内に事業所を有していること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (9) 「入札公告」の公告の日から開札の日までの期間において、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

- イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61条）（以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(3)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(3)キに掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(3)キに掲げる者を除く。）
- エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者

## 5 入札参加申請手続き

入札参加希望者は、入札参加申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、期限までに入札参加申請を行わない者及び大阪府から交付される参加資格確認通知書の参加資格が無いと通知を受けた者は、当該入札に参加することができない。

### (1)申請期間

「入札公告」による。

入札参加申請の受付には相当の時間を要するので、提出は余裕を持って行うこと。

### (2)提出方法

電子メールにより「入札参加申請及び参加資格確認申請書」を事務所へ提出

## 6 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

(1) 事務所において入札参加申込を受け付けた場合、入札参加資格項目のうち「登録業種・地域要件」について審査し、その結果について、入札参加希望者に通知する。

なお、入札参加資格項目のうち「許認可等」については、18事後審査により開札後、実施する。

このため開札を行った後、直ちに落札者が決定するわけではないため注意すること。

(2) 審査の結果、登録業種・地域要件を満たした者には、入札参加資格が有ることを記載した「入札参加資格確認通知書」を交付する。

(3) 審査の結果、入札参加資格の確認ができなかった者には、入札参加資格が無いこと及びその理由を記載した入札参加資格確認通知書を交付する。

(4) 通知は、電子メールによるものとする。

(5) 入札参加申請の際に、誤入力により入札参加資格が無いことの通知を受けた者は、

5(1)の申請期間内であれば、再度、入札参加申請を行うことができる。ただし、5(1)の申請期間内に受付が完了しなかった場合、大阪府は一切の責めを負わない。

## 7 入札参加資格が無いと通知を受けた者に対する理由説明

(1) 入札参加資格が無いと通知を受けた者は、その理由を通知書に記載されている期限まで

であれば、大阪府に説明を求めることができる。

- (2) (1)により説明を求める場合は、事務所へ書面の持参により行い、郵送、電子メール及び電話等の持参以外によるものは受け付けない。
- (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、文書により電子メールで行う。
- (4) (1)により説明を求めた者が6(1)の審査項目を全て満たすことが明らかになった場合、説明を求めた者は5の入札参加手続きを再度、5(1)アの申請期間内に行うこと。行うことが出来ない場合は入札に参加できない。

## 8 仕様書等の交付

仕様書等は2の入札説明書等と同じ事務所ホームページで交付する。

## 9 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等に関する質問も、2(3)の入札説明書に対する質問回答の中で行うこと。

## 10 連絡事項の確認

6(2)の通知を受けたものは、当該入札執行の保留、延期又は取り止め若しくはその他入札に関する重要事項等を連絡する必要があるため、事務所ホームページにより連絡事項を定期的に確認すること。

なお、連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、大阪府は一切の責めを追わない。

## 11 入札書の提出

### (1) 入札書の提出期間

「入札公告」による。

### (2) 入札書の提出方法

ア 書留郵便等による方法により入札書を提出するものとし、電子メール、ファクシミリによるものは受け付けない。

イ その他、「郵便入札心得(委託役務版)」によるものとする。ただし、同心得のうち、「大阪府契約局総務委託物品課委託役務グループ」は、本入札においては「大阪府中部農と緑の総合事務所総務課」と読み替えることとし、別紙2の宛先は「〒581-0005 八尾市荘内町2丁目1-36 中河内府民センタービル内 大阪府中部農と緑の総合事務所総務課 宛」とする。また、同心得の第8条は、適用除外条項とする。

### (3) 入札回数

原則として1回とする。

### (4) 再度の入札

ア 予定価格を事前公表しない入札の場合において、予定価格の制限の範囲内の入札が

ないときは再度の入札を行う。

イ 再度の入札を行う場合は、電子メールにより入札参加者に次の事項を通知する。

(ア) 再度の入札を行う旨

(イ) 再度の入札の入札書の提出期間

(ウ) 再度の入札の開札日時

(エ) 当初の入札の予定価格を超える入札金額のうちの最低入札金額

ウ 再度の入札は1回限りとする。

エ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。

(ア) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

(イ) 入札心得第12条の規定により無効とされた入札をした者

(ウ) 入札心得第13条の規定により失格とされた者

オ 11(4)イの通知を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、大阪府は一切の責めを負わない。

## 12 入札参加の辞退

(1) 入札参加者は、6(2)の通知を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。

(2) 入札参加を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するとき、は、郵送により入札の辞退届を提出しなければならない。

(3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(5) 入札参加を辞退した者は、参加資格確認申請書受付期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

## 13 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと思われるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する必要があるものとする。

なお、保留等による入札参加者が被った損失について、大阪府は一切の責めを負わない。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) その他発注者が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

## 14 公正入札調査の実施

13(2)により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。  
この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

## 15 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 16 入札保証金

(1)入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。

(2)落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

ア 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

イ 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

## 17 開札の日時

「入札公告」による。

## 18 事後審査

事後審査は以下のとおり実施する。

事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出した入札書は無効とする。

(1) 事後審査の内容

ア 4および6(1)に示す「許認可等」の審査

イ 6(1)に示す「登録業種・地域要件」の確認（開札後、改めて確認します。）

(2) 事後審査の手順

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者「落札候補者」

とし「落札候補者」についてのみ開札後、実施する。

イ 「落札候補者」が2者以上あるときは、「郵便入札心得（委託役務版）」により、本入札事務に関係のない大阪府の職員がくじにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

ウ 事後審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出した他の者のうち、最低の価格で入札したもの（以下「次順位者」という。）に対し改めて事後審査を行う。

なお、この場合、次順位者が2者以上あるときは、イと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位以降の者の事後審査は行わない。

## 19 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお大阪府より入札参加資格のある旨確認された者であっても、事後審査の後、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 20 落札者の決定方法

大阪府財務規則第 57 条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

## 21 契約手続等

### (1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に大阪府に提出しなければならない。但し、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、大阪府は契約を締結しないことがある。

### (2) 誓約書

落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提

出しないときは大阪府は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

(3) 契約保証金

ア 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(イ) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

(ウ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(エ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(オ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(カ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

イ アにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(ア) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(イ) 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における落札者からの契約保証金免除申請

ウ イ(ア)の場合においては、落札者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

(4) 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外措置を受けている場合、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合。

- イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する場合。
- ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けた場合。
- (5) (4)アからウまでにより、契約を締結しなくても、大阪府は一切の責めを負わないものとする。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき、又は(4)アからウまでにより大阪府が契約を締結しないときは、契約予定金額の100分の2に相当する額を大阪府に支払わなければならない。

## 22 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申請書または事後審査書類等に虚偽の記載をした者には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。

また、入札参加申請書または事後審査書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。
- (4) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」についてのみ実施する。

このため、公開画面において、公開されている全ての入札参加者が、本入札の入札参加資格を有していたとは限らないので、留意すること。

### ○公開画面での表示方法

- ・落札した者⇒落札企業名称及び落札金額を表示
- ・失格となった者⇒企業名称及び入札金額を表示し、摘要欄は「失格」と表示
- ・無効の入札を行った者⇒企業名称及び入札金額を表示し、摘要欄は「無効」と表示
- ・入札を辞退した者⇒企業名称を表示し、摘要欄は「辞退」と表示
- ・入札書を提出しなかった者⇒企業名称を表示し、摘要欄は「入札書不着」と表示